

街頭防犯カメラで安全なまちづくり

～自治会・町内会等の団体向け設置手順～



手順 1

○ 地域でどんな犯罪が発生しているか調べましょう。

子供や女性が不安に感じるような場所を調べましょう。

犯罪の発生状況を地元の警察署に確認しましょう。

手順 2

○ 団体に街頭防犯カメラを何台設置するか等具体的な方針を決めましょう。

団体に予算、設置台数、設置場所、設置までのスケジュール等について話し合います。

手順 3

○ 地域の理解を得ましょう。

街頭防犯カメラの設置について、総会等で決定したり、設置場所周辺の住民等へ説明したりする必要があります。

手順 4

○ 設置業者に相談し、費用等を確認しましょう。

費用には、設置費のほかに点検費、修理費等の維持管理費が必要となるので設置業者に確認しましょう。

自治体によっては、街頭防犯カメラ設置費の補助金制度があるので確認してみましょう。

街頭防犯カメラのリースもあるので業者に確認してみましょう。

手順 5

○ 街頭防犯カメラを設置しましょう。

柱を建てる場合には、土地の所有者等の許可が必要です。

電柱や街路灯に設置する場合は、管理者の許可が必要です。

完成！

○ 管理・運用要領等を作成して、街頭防犯カメラの運用を開始しましょう。

街頭防犯カメラの適正な運用のため、管理・運用要領等を作成します(ホームページにサンプルがあります。)

「防犯カメラ作動中」等の看板を設置し、街頭防犯カメラが設置されていることを明示しましょう。

※ 防犯カメラ等の落下等で第三者に被害を与えてしまった場合、管理責任が問われ損害賠償を負うこともありますので、定期的な点検の他、任意保険の加入等もご検討ください。



茨城県警察

【連絡先】

警察本部 生活安全総務課 029-301-0110